

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和2年11月10日
在ドミニカ共和国日本国大使館

10日、アビナデル大統領は、大統領令619-20により夜間外出禁止令の期間延長を発表しました。期間は、11月12日から20日間（12月1日まで）延長されます。

外出禁止時間に変更はなく、引き続き月曜日から金曜日までが午後9時から翌午前5時まで、また週末（土曜日及び日曜日）及び祝祭日は午後7時から翌午前5時までとなります。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

○<https://twitter.com/Comunicaciondo/status/1326319682320797697>

○<https://presidencia.gob.do/decretos/619-20>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp